

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県宅地建物取引業施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) 一九九ページ

告示

道路の区域変更

道路の供用開始

河川区域指定告示添付平面図の変更

土木事務所長印に関する告示の一部改正

宅地建物取引士証に使用する岐阜県知事印

宅地建物取引士証に使用する岐阜県知事職務代理者印

関都市計画下水道事業の変更認可

恵那都市計画下水道事業の変更認可

公示

平成二十七年調理解師試験の実施

県営土地改良事業の変更計画の決定

公共測量の終了

電子入札システム(建設CALS/E C) サービス提供業

務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

土地改良区役員の下任及び就任

(技術検査課) 二〇四
(西濃農林事務所) 二〇四

(生活衛生課) 二〇二
(農地整備課) 二〇三
(用地課) 二〇三

(同) 二〇一
(下水道課) 二〇一
(同) 二〇二

(道路維持課) 二〇〇
(同) 二〇〇

(河川課) 二〇〇

(建設政策課) 二〇一

(建築指導課) 二〇一

規則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則(昭和五十三年岐阜県規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 宅地建物取引士

第十一条中「に規定する宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、「の各号」を削り、「ちよう付し」を「貼付し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第十六条の二第一項の規定により国土交通大臣の指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、別に指定試験機関の定めるところによるものとする。

第十二条第一項中「に規定する合格証書」を「の合格証書(指定試験機関が交付するものを除く。次項において同じ。)」に改め、同条第二項中「宅地建物取引主任者資格試験合格証明願」を「宅地建物取引士資格試験合格証明願」に改める。

第十五条中「規定による」を削り、「宅地建物取引主任者資格登録消滅申請書」を「宅地建物取引士資格登録消滅申請書」に改める。

第十六条の見出し中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「規定による」を削り、「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改める。

別記第四号様式中「規定による宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

別記第五号様式中「宅地建物取引主任者資格試験合格証明欄」を「宅地建物取引士資格試験合格証明欄」に改め、「規定により宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

別記第六号様式中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に改め、「宅地建物取引主任者資格登録の」を「宅地建物取引士資格登録の」に改める。

別記第八号様式中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改め、「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改める。

附則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県宅地建物取引業法施行細則第十二条の規定により交付されている合格証書及び証明書は、この規則による改正後の岐阜県宅地建物取引業法施行細則第十二条の規定により交付されたものとみなす。

告示

岐阜県告示第二百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
県道	土岐並 多治見線	土岐市土岐津町土岐口字 堤下二〇〇〇番一地先か ら	前	六・九 七・四	一六・一	
		同市同町同 本郷一九五六番一地先 まで	後	六・八 二・九	一六・一	

岐阜県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 （メートル）	供用開始 の期日	備考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
一般 国道	二百五十 六号	山県市高富字井戸尻二四〇三 番一地先から 同市同字同 番一地先まで	六・七	平成 二七・三 ・二四	平成 二七・四・二〇 平成 二七・一・二六

岐阜県告示第二百五号

河川区域の指定に関する告示（昭和五十一年岐阜県告示第二百十三号）別表中木曾川

水系長良川に係る河川区域指定告示添付平面図第七号図及び第八号図を変更するので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第四項の規定により告示する。
 なお、変更後の図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県美濃土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百二十六号

土木事務所長印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 8を次のように改める。

8 恵那土木事務所



書 体 てん書
 大きさ 二十ミリメートル平方

岐阜県告示第百二十七号

宅地建物取引士証に使用する岐阜県知事印を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から使用する。

なお、宅地建物取引主任者証に使用する岐阜県知事印に関する告示（平成元年岐阜県告示第百三十八号）は、平成二十七年四月一日から廃止する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書 体 やまと古字
 大きさ 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県都市建築部建築指導課長

岐阜県告示第百二十八号

宅地建物取引士証に使用する岐阜県知事職務代理者印を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から使用する。

なお、宅地建物取引主任者証に使用する岐阜県知事職務代理者印に関する告示（平成元年岐阜県告示第百三十九号）は、平成二十七年四月一日から廃止する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書 体 やまと古字
 大きさ 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県都市建築部建築指導課長

岐阜県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、関都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称
関市

二 都市計画事業の種類及び名称
関都市計画下水道事業 関市公共下水道

三 事業施行期間
昭和三十八年九月一日から
平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称
恵那市

二 都市計画事業の種類及び名称
恵那都市計画下水道事業 恵那市公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十七年二月二十八日から
平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

平成二十七年調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十六号）第七条の規定により公示します。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験期日
平成二十七年八月二十六日（水）

二 試験場所
次の会場のうち岐阜県が指定する場所

岐阜会場 岐阜市柳戸一 岐阜大学

多治見会場 多治見市十九田町二丁目八番地 多治見市文化会館

高山会場 高山市上岡本町七丁目四六八番地 飛騨総合庁舎

笠松会場 羽島郡笠松町中川町三三 笠松刑務所

三 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

（一問一点として採点。計六十点満点）

四 受験資格
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に掲げるものにおいて一年以上調理の業務に従事したもの

五 受験手続
試験を受けようとする者は、調理師試験受験願書・履歴書（岐阜県調理師法施行規則別記第五号様式。以下「受験願書」という。）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部

生活衛生課に提出してください。

なお、平成二十二年度以降の岐阜県の調理師試験を受験したことがある者については、受験票の添付により受験願書の履歴に係る記載並びに1及び2の書類の提出を省略できます。

郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理師試験願書在中」と朱書し、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号）に提出してください。

1 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）

なお、証明者が個人の場合は、印鑑登録証明書（発行後三月以内の原本）を添付してください。

2 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（氏名に変更があった者は、氏名の変遷が分かる出願前三月以内に作成した本人の戸籍抄本（必要がある場合は除籍抄本等）原本を添付してください。）

3 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）

六 願書受付期間

平成二十七年五月二十五日（月）から同年六月五日（金）まで。なお、郵送による受験申込みは、同年五月二十五日（月）から同年六月五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 願書配布期間

平成二十七年四月二十日（月）から同年六月五日（金）まで

八 受験手数料

六千百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください（消印はしないでください）。なお、郵送による場合は、六千百円分の岐阜県収入証紙を同封してください。

九 合格判定

原則として全科目の合計得点が満点の六割以上であるものを合格とします。ただし、一科目でも得点が該当科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

十 合格発表

平成二十七年十月一日（木）午前十時に岐阜県庁、県の各保健所及び岐阜市保健所

に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

十一 試験結果の提供

平成二十七年調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

調理師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階）及び県の各保健所

十二 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 試験について不明な点は、県の各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
恵 那 北 部 地 区	恵 那 市 役 所	平 成 二 七 年 三 月 二 十 四 日 至 三 月 三 十 一 日

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 改 養 土 退 役 名 氏 名 住 所
良 区 名 地 年 月 日 任 名 氏 名 住 所

養 老 町 大 平 成 三 九 一 番 地
巻 土 地 改 六 七 二 六 理 事 近 藤 浩 治 養 老 町 大 巻

就任した役員

土 改 養 土 就 役 名 氏 名 住 所
良 区 名 地 年 月 日 任 名 氏 名 住 所

養 老 町 大 平 成 四 二 番 地
巻 土 地 改 三 三 三 八 理 事 石 原 和 博 養 老 町 大 巻

平成二十七年三月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社